

江戸時代の離縁状 (1) 解説

一 古文書を読む前に

(1) 「古文書」とは

- ・ ①古い文書。②古くなって効力を失った証文。③古文書学上の用語。主に特定の対象に意思を伝えるために作成された文献をいう。「日本国語大辞典(第二版)」

↓本講座では、「古文書」を主に①の広い意味で使用。

※文書(もんじょ)と記録(きろく)

(2) 古文書のかたち

- ・ 江戸時代以前の古文書の多くは、和紙に書かれた。
- ・ 古文書など書き物に使われる紙は「料紙」。
- ・ 料紙は縦紙を基本とし、様々な形態で使われた(下図)。

(3) 古文書に書かれる文字・記号

- ・ 漢字 同じ漢字でも様々な字体が使用された。
- ・ ※異体字・現在標準的に使用される字体以外の漢字。

【例】国(國、圀)：形・起原が異なる

略(畧)：構成が異なる

曆(曆、𠄎)：字画の追加や省略

- ・ 仮名 ひらがな・カタカナ

※変体仮名・現在使用されている字体以外のひらがな。

【例】あゝ安(阿) たゝ太(多、堂) のゝ乃(能)

※合字・二字以上をくずして一字のように書いた文字。

【例】方ゝより とゝこと ㄣゝコト 片ゝトキ

- ・ その他

繰返記号(とゝ二の字点) くゝゝの字点

合点 など

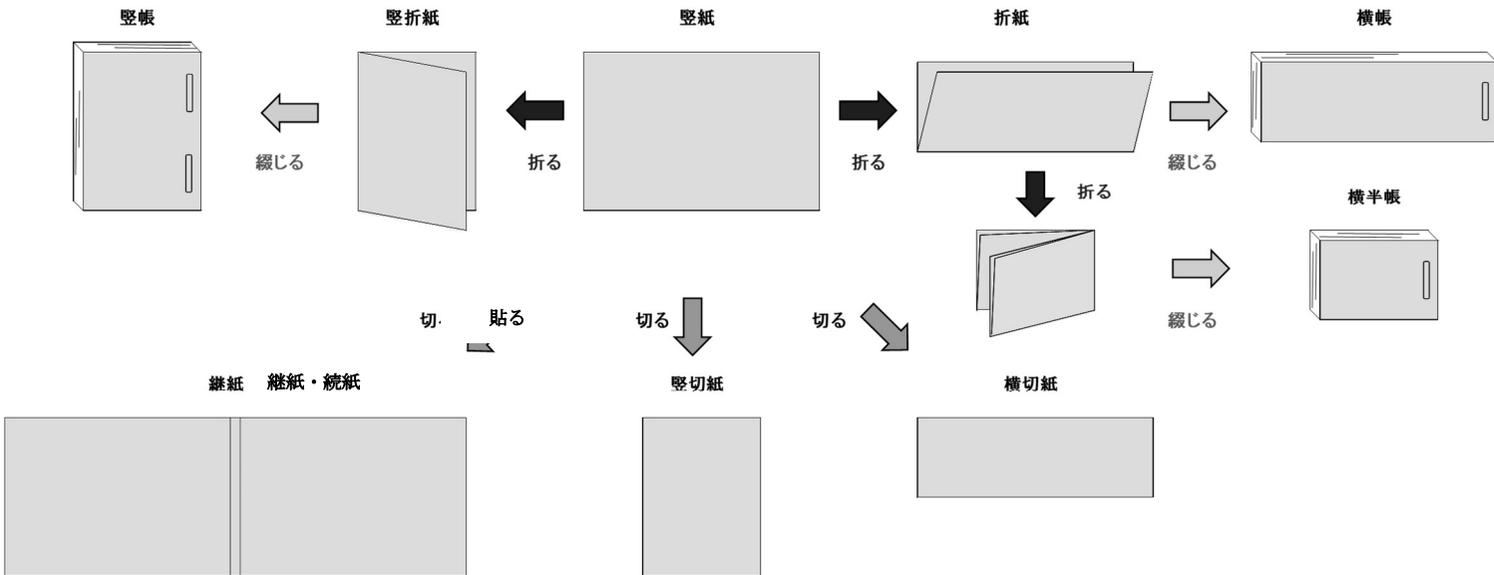
↓現代では普通使用しない字体・記号が多い。

↓古文書読解を難解にしている要因の一つ!

二 古文書の読み方、調べ方(基本編)

(1) 文字の形から読む

- ・ くずし字辞典の使い方
- ・ ※児玉幸多編『くずし字用例辞典』(東京堂出版)
- ・ くずし字の効率の良い覚え方



部首やへん・つくりなど漢字の代表的な構成部分(偏旁冠脚)、変体仮名のくずしを書き取って覚える。
※頻出漢字のくずしは覚えてしまうと楽。

【例】万(萬) 両 事 会 候 儀 共 其 処 出 分 別 参 取 哉 坐 外 多 奉 如
存 定 寄 当 屋 年 度 座 役 後 得 御 前 兼 急 恐 意 懸 成 承 持 敷
早 明 書 最 有 来 極 様 此 残 段 殿 濟 為 無 然 直 相 程 第 等 組
置 罷 義 者 聞 至 致 蔵 衆 衛 被 証(證) 諸 請 越 趣 近 返 追 通 連
進 過 達 道 違 遣 重 銭 間 難 預 領 頭 頼 願

・古文書で読めない字に出会ったら

①筆順を追って手書きで写し取ってみる。

②筆順から偏旁冠脚などの構成を推測する。

③読めそうな部分から推測する(部首が推測できたら、くずし辞典で一文字ずつ見ていく)。

・文字の形からは推測が難しいもの

極端にくずされている場合や不鮮明な文字は、文脈などから判断するしかない。

(2) 文脈から読む

・古文書の文章は現代文とは異なる

候文・文末に丁寧語の「候」が頻出。「候」は極端にくずされることも多い。

返読文字・下から上へ返って読む文字。

【例】在 有 無 非 不 難 被 可 為 致 奉 雖 如 乍 就 自 從

※返り点(レ点 一二点 上下点 甲乙点)を覚えておくと便利。

その他、様々な独特の表現

【例】急度 陳者 ○○之儀(事・条) 然上者 御座候 候得共 …

↓まずはその時代の文章に慣れましょう!

・古文書・くずし字の入門書を活用する

古文書の写真と解答(解説・読み下し・現代語訳)・解説が掲載されたものが使いやすい。

※当館の過去の古文書講座テキストは、閲覧室で閲覧・複写可能(当館ホームページに「ネット古文書

講座」としても掲載)。

・同じ形式の古文書をたくさん読む

文脈を把握しやすく、次に来る文字を予測しながら読む練習ができる。

【例】離縁状(離別状) 売券(売渡申○○之事)

・文脈からは推測が難しいもの

固有名詞(人名や地名など)は、文字の形から判断するしかない場合が多い。

↓実際は、(1)(2)両方による判断を、交互または同時並行で使いながら読んでいく。

(3) 古文書解読の方法

・釈文を作成する

※釈文(翻刻文)：古文書を原文のまま書き起こしたもの。

①原稿用紙などに読めた文字を一マスに一字ずつ書いていく(改行・空白は原文どおりにする)。読めない文字があったら、その字数分空欄にして、先に読み進める。

②最後まで読んだら、読めなかった文字に戻って再検討する。

どうしても読めなかった文字は「□」と書く。

※適宜、読点（・）や並列点（・）を付けると意味が取りやすくなる（句点（。）はあまり使わない）。

（必要に応じて）読み下し文、現代語訳を作成する。

※読み下し文（書き下し文）…返読文字を日本語の語順に直し、送りがな等を補ったもの。原則として、助詞（てにをは）・助動詞（る（らる）、なり、す（さす）、ず、べし、…）はひらがなで表記する。

※現代語訳の作成に際しては、省略された主語を適宜補ったり、使用されている敬語の敬意の対象を推定したりすると意味が取りやすくなる。

（4）参考資料

・辞典類 ※全て当館の閲覧室で閲覧可能。

① 語句を調べる ↓『日本国語大辞典』（小学館）

② 漢字を調べる ↓『大漢和辞典』（大修館）

『異体字解読字典』（柏書房）

③ 歴史用語を調べる ↓『国史大辞典』（吉川弘文館）

④ 地名を調べる ↓『日本歴史地名大系』（平凡社）

『角川日本地名大辞典』（角川書店）

・インターネット上の便利なツール

① 東京大学史料編纂所データベース（電子くずし字字典）

② AIによる古文書解読アプリ

三 江戸時代の離縁状を読む

（1）離縁状（離別状）とは

・江戸時代において庶民が離婚するとき、嫁入り・婿入りを問わず、必ず夫から妻へ交付することを要した文書。これの授受によって夫婦ともに再婚することができた。（中略）離別状は離縁状というのが通例で、ほかに去状・暇（いとま）状・手間状・隙（ひま）状・縁切状とも呼び、また多く三行半に書かれたことから三くだり半と俗称したのである。『国史大辞典』『離別状』項（高木侃（ただし）氏執筆）

（2）離縁状の様式「高木侃『増補 三くだり半』（平凡社、一九九九年。初出一九八七年）」

・事書（ことがき）…標題。多くは離縁に関する文言を含む。

・本文…「離婚したという離婚文言と再婚してもさしつかえない旨の再婚許可文言」で構成される。三行半が多いが、実際は一行半から一二行半までである。

・日付（作成年月日）

・差出人…夫単独が多い（全体の約八七％）。立会人や証人、親族など関係者が連署する場合もある。

・名宛人…妻一人が多い（差出人が夫単独の離縁状の約六〇％）。親族など関係者が書かれる場合もある。

【テキスト史料の語句】 ※特に断らない場合、出典は『日本国語大辞典（第二版）』。

・一札（いっさつ）…一通の文書・書状・手紙。一筆。一書。特に、証拠・支証となるべき文書・手紙。一通の証文、手形。

・其許（そこもと）…①他称。相手側の方角、場所をさし示す（中略）。②対称。多くは、武士がやや目上と思われる相手、同輩、もしくはそれ以下のものに対して用いた。まれに町人の使用例も見受けられるが、格式

ばった言い方で、老人、家主などが用いた。

・儀(ぎ)：①作法に従った進退。礼式。儀式。②かたち。姿。③こと。事柄。わけ。由(よし)。

・熟談(じゆくだん)：①よく談じあうこと。納得のいくまで話しあうこと。②話合いで、ものごとや問題となつておこなうことをおさめること。示談。和談。

・…を以(もつ)て：①手段・方法・材料などを示す。…で(もつて)。…によつて。(後略)

・此度(こたび)・このたび：今度。今回。

・離別(りべつ)：①別れること。特に、人と別れること。別離。②夫婦の関係を絶つこと。離縁。

・遣(つかわ)す：(前略)①使いとして人をおやりになる。御派遣になる。また、上位者の意志で人をおやりになる。(中略)④(動作者への敬意が失せて)人を派遣する。他へやる。(後略)

・申(もう)す：「二」①「言う」の謙譲語で、言う対象を敬う。申しあげる。言上する。(中略)「二」補助動詞として用いる。①動詞の連用形に付いて、その動作を奉仕する意を添えたり、その動作の対象を敬う意を添えたりする。…申しあげる。(後略)

・候(そうろう)：(前略)①補助動詞として用いる「ある」を、聞き手に対し、丁重に表現する。…(で)ございます。②他の動詞に付いて、その動作を、聞き手に対し丁重に表現する。…ます。

・末(すえ)：①草木の上方の末端。(中略)⑥将来。未来。ゆくすえ。のち。(後略)

・何方(いずかた)：①方向を表わす。どの方向。どちら。どっち。②事物を表わす。なに。どれ。③場所を表わす。どこ。④人を表わす。どなた。どちらさま。

・縁付(えんづき)：縁づくこと。結婚すること。嫁入り、婿入りすること。

・構(かまひ)：①かまうこと。かかわること。こだわること。気を使うこと。関係。世話。骨折り。おかまい。②さしつかえ。故障。邪魔。(後略)

・件(くだん)の「ご」とし：前に述べたとおりである。前記記載のとおりである。書状、証文などの最後に書きしるす語句。

・文化(ぶんか)「二五」：文化二年(一八〇五)、乙丑(きのとうし)、いっちゅう

※文化：江戸時代、光格・仁孝両天皇の代の年号。享和四年(一八〇四)二月一日に改元、文化一五年(一八一八)四月二日に至つて次の文政となる。

※十千十二支：十千(甲乙丙丁戊己庚辛壬癸)と、十二支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)。また、それらを組み合わせたもの。

・爪印(つめいん)：印章の代りに指先に印肉をつけて押すこと。爪形印が残るので爪印という。江戸時代、庶民の間では印が用いられたが、奉行所に訴え出る場合には、女子は印判を有しないためであるから爪印を用いる例であり、(中略)男でも印判の持合せのない場合には爪印を押したことがあり、離縁状には爪印を押す慣習だった地方もある。『国史大辞典』「爪印」項(石井良助氏執筆)

※男性は左の親指、女性は右の親指を用いるのが常であったとされる。実際の離縁状では、筆で爪を押したと同様に書いた、いわゆる「書き爪印」が多い。「高木侃前掲書」